

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（在外職員の給与）</p> <p>第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。</p> <p>2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律に特別の定めがある場合を除き、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。第四条第一項において「特別職給与法」という。）の規定に基づいて支給する。</p> <p>3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律に特別の定めがある場合を除き、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この項及び第四条第一項において「一般職給与法」という。）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。この場合において、住居手当の支給については、第六条第七項の規定により在外単身赴任手当を支給される在外職員を一般職給与法第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員とみなして、一般職給与法第十一条の十（第一項第二号及び第二項第二号に係る部分に限る。）の規定を適用し、同条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、適用しない。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 在外職員の俸給、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手</p>	<p>（在外職員の給与）</p> <p>第二条 在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当を支給する。</p> <p>2 大使及び公使の俸給及び期末手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除く外、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定に基づいて支給する。</p> <p>3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第十五条の規定を除く。）の規定に基づいて支給する。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支払</p>

当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、特別職給与法第八条及び一般職給与法第九条の規定並びに一般職給与法第十一条第五項及び第十一条の第三項の人事院規則の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。ただし、この法律に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、在勤手当のうち、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間(当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。)に係る在外住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間(以下この項並びに第十五条第三項及び第七項において「一括支給期間」という。)の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一・二 (略)

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当、在外単身赴任手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 (略)

3 在外住居手当は、在外職員(国家公務員宿舍法(昭和二十四年法律第十七号)第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。)が在外公館において勤務する

は、当該在外職員が指定する者にすることができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員の給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十一条第五項の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2・3 (略)

4 第一項の規定にかかわらず、在外職員が二箇月以上の期間の家賃の前払をしなければ在外公館において勤務するのに必要な住宅を安定的に確保することができないと外務大臣が認めるときは、当該家賃の最初の前払の対象である二箇月以上の期間(当該期間が一年を超えるときは、当該期間の初日から始まる一年の期間。以下この項において「家賃前払期間」という。)に係る住居手当については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間(以下この項並びに第十二条の二第三項及び第七項において「一括支給期間」という。)の各月の月額を合算した額を、一括支給期間の初日の属する月の下旬に一括して支給することができる。

一・二 (略)

(在勤手当の種類)

第六条 在勤手当の種類は、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当、子女教育手当、館長代理手当、特殊語学手当及び研修員手当とする。

2 (略)

3 住居手当は、在外職員(国家公務員宿舍法(昭和二十四年法律第十七号)第十条又は第十二条第一項の規定により公邸又は無料宿舍の貸与を受けるものを除く。)が在外公館において勤務するの

のに必要な住宅費に充当するために支給する。

4 同行配偶者手当は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、主として当該在外職員の収入によつて生計を維持している者に限る。第七項を除き、以下同じ。）を伴う在外職員に支給する。

5 同行子女手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によつて生計を維持しているもの（以下「同行子女」という。）を有する在外職員に支給する。

一 在外職員と同居する十八歳未満の子

二 在外職員と同居する十八歳に達した子であつて、就学する学校（外務省令で定める学校を除く。）において、十八歳に達した日から、十九歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して一年を経過する日までの間にあるもの

三 子女教育手当の支給の対象となつている子（前二号に掲げるものを除く。）

6 | (略)

7 | 在外単身赴任手当は、在外職員のうち次に掲げるものに支給する。ただし、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）の住居から在勤する在外公館に通勤することが、通勤距離等を考慮して外務省令で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

一 本邦に所在する官署から在外公館への異動又は在外職員としての採用に伴い、本邦から本邦以外の地に住居を移転し、父母の疾病その他の外務省令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた在外職員で、単身で生活することを常況とするもの

二 在外公館を異にする異動、在勤する在外公館の移転又は在外職員としての採用（以下この号において「異動等」という。）に伴い、一の本邦以外の地から他の本邦以外の地に住居を移転し、父

に必要な住宅費に充当するために支給する。

4 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。

(新設)

5 | (略)

(新設)

母の疾病その他の外務省令で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた在外職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外公館に通勤することが通勤距離等を考慮して外務省令で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする在外職員

三 その他前二号に掲げる在外単身赴任手当を支給される在外職員との権衡上必要があると認められるものとして外務省令で定める在外職員

10| 9| 8|
(略)
(略)
(略)

(在勤手当の額の臨時の改訂又は設定)

第九条 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十一条に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくは研修員手当の額を改訂する必要を生じた場合又は在外公館の増置に伴つて在勤基本手当の基準額を新たに設定する必要がある場合には、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができる。

(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第十条 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員(休暇帰国その他外務省令で定める事由により在勤地(在外職員が勤務する在外公館又は在外研修員が研修を受ける場所から八キロメートル以内の地域をいう。以下同じ。))を離れている在外職員を除く。)に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条の規定に

8| 7| 6|
(略)
(略)
(略)

(在勤手当の額の臨時の改訂又は設定)

第九条 国会閉会中において、物価若しくは為替相場の著しい変動その他特別の事情により緊急に第十条第一項に定める範囲を超えて在勤基本手当の額を改訂し、若しくは研修員手当の額を改訂する必要を生じた場合又は在外公館の増置に伴つて在勤基本手当の基準額を新たに設定する必要がある場合には、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、予算の範囲内において、政令で臨時にその改訂又は設定をすることができる。

(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第九条の二 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する在外公館として外務大臣が指定するものに勤務する在外職員(休暇帰国のため在勤地(在外職員が勤務する在外公館又は在外研修員が研修を受ける場所から八キロメートル以内の地域をいう。以下同じ。))を離れている在外職員を除く。)に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、前条又は次条第一項の規定に基づき当該在外職員に

基づき当該在外職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十七条、第二十条及び第三十二条第一項の規定の適用については、第十七条及び第二十条中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額」とあるのは「第十条第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額（館長代理手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額）」と、同項中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第十条第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 (略)

3 前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員について、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができないやむを得ない事情があると外務大臣が認めるときは、当該在外職員が当該住宅の家賃を現に支払った期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のとおり当該住宅に係る在外住居手当を支給することができる。

4 (略)

(在勤基本手当の支給額)

第十一条 (略)

(削る)

(在勤基本手当の支給期間)

第十二条 (略)

2 5 4 (略)

支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の百分の十五に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該在外職員に関する第十三条及び第十八条第一項の規定の適用については、第十三条中「現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額（館長代理手当を受けている在外職員にあつては、同項前段の規定の適用がないものとした場合に当該在外職員が受けるべき当該手当の額を当該在勤基本手当の額に加算した額）」と、同項中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは「第九条の二第一項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 (略)

3 前項の規定による在勤手当の支給を受ける在外職員について、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了させることができないやむを得ない事情があると外務大臣が認めるときは、当該在外職員が当該住宅の家賃を現に支払った期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のとおり当該住宅に係る住居手当を支給することができる。

4 (略)

(在勤基本手当の支給額)

第十条 (略)

2 在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在勤基本手当の支給期間)

第十一条 (略)

2 5 4 (略)

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日を超えるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

(在勤基本手当についての外務省令への委任)

第十三条 前二条に定めるもののほか、在勤基本手当の号の適用その他在勤基本手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(在外住居手当の支給額)

第十四条 在外住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する在外住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次のいずれかに掲げる者(次号及び次条において「配偶者等」という。)
を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く。)
イ 配偶者

ロ 子(主として当該在外職員の収入によつて生計を維持している者)に限る。次条第六項において同じ。)

二 (略)

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が六十日をこえるものには、第一項の規定にかかわらず、六十日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

(新設)

(住居手当の支給額)

第十二条 住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の一箇月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から政令で定める額を控除した額に相当する額とする。ただし、予算の範囲内において在外公館の種類、所在国又は所在地及び号の別によつて政令で定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次のいずれかに掲げる者(次号及び次条において「配偶者等」という。)
を伴う在外職員以外の者(次号に該当する者を除く。)
イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第六項において同じ。)

ロ 子(主として在外職員の収入によつて生計を維持している者)に限る。次条第六項において同じ。)

二 (略)

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置法第九条第四項に規

定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、同号の額を限度として在外住居手当を支給することができる。

(削る)

(在外住居手当の支給期間等)

第十五条 在外住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から在外住居手当を支給する。

3 在外住居手当の支給期間中に在外住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在外住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の在外住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。

4 在外住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前のとおり在外住居手当を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等に従前の在外住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

定する指定を解除された場合において、外務省令で定めるところによりやむを得ない事情があると認めるときは、外務省令で定める期間に限り、当該指定を解除された在外職員に対し、前項第二号の額を限度として住居手当を支給することができる。

4 住居手当の号の適用その他住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(住居手当の支給期間等)

第十二条の二 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに在外職員となつた者には、その日から住居手当を支給する。

3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。この場合において、当該異動を生じた日が一括支給期間内にあるときは、同日の属する月の下旬に、当該一括支給期間の各月の住居手当の月額を合算した額が第四条第四項の規定により一括して支給した額を超える場合にあつてはその差額を支給し、当該合算した額が当該一括して支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。

4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第一項の規定にかかわらず、百八十日以内においてその事故の存する間、従前のとおり住居手当を支給することができる。

5 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間を限り、当該在外職員が死亡当時伴つていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。

7 在外職員に第四条第四項の規定により在外住居手当を一括して支給した場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該在外職員（当該在外職員が死亡したときは、当該在外職員が死亡当時伴っていた配偶者等又は当該在外職員の相続人）に、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させるものとする。

一 一括支給期間中における当該在外職員に係る在外住居手当の支給期間の終了（第十条第二項の規定により同項に規定する在勤地以外の地を新在勤地とみなされたことによる在外住居手当の支給期間の終了を除く。） 第四条第四項の規定により一括して支給した額（一括支給期間中に在外住居手当の号別に異動を生じたときは、当該一括して支給した額に、第三項後段の規定により支給した額を加算し、又は当該一括して支給した額から同項後段の規定により返納させた額を減額した額。第三号において「一括支給額」という。）と一括支給期間中に支給されるべき在外住居手当の月額を合算した額との差額（次号において「返納差額」という。）

二 (略)

三 当該在外職員が一括支給期間中に第十条第二項の規定による在勤手当の支給を受けることとなった場合において、当該在外職員が旧在勤地で居住していた住宅の賃貸人から当該在外職員が前払をした家賃の全部又は一部の返還を受けたこと（当該一括支給期間の終了後に当該返還を受けた場合を含み、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数が当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を超える場合に限る。） 一括支給期間の末日後の期間の日数を超える場合に限る。） 一括支給額に、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数から当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を減じた日数を当該一括支給期間の日数で除して得た率を乗じて得た額

7 在外職員に第四条第四項の規定により住居手当を一括して支給した場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該在外職員（当該在外職員が死亡したときは、当該在外職員が死亡当時伴っていた配偶者等又は当該在外職員の相続人）に、当該各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させるものとする。

一 一括支給期間中における当該在外職員に係る住居手当の支給期間の終了（第九条の二第二項の規定により同項に規定する在勤地以外の地を新在勤地とみなされたことによる住居手当の支給期間の終了を除く。） 第四条第四項の規定により一括して支給した額（一括支給期間中に住居手当の号別に異動を生じたときは、当該一括して支給した額に、第三項後段の規定により支給した額を加算し、又は当該一括して支給した額から同項後段の規定により返納させた額を減額した額。第三号において「一括支給額」という。）と一括支給期間中に支給されるべき住居手当の月額を合算した額との差額（次号において「返納差額」という。）

二 (略)

三 当該在外職員が一括支給期間中に第九条の二第二項の規定による在勤手当の支給を受けることとなった場合において、当該在外職員が旧在勤地で居住していた住宅の賃貸人から当該在外職員が前払をした家賃の全部又は一部の返還を受けたこと（当該一括支給期間の終了後に当該返還を受けた場合を含み、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数が当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を超える場合に限る。） 一括支給額に、当該返還を受けた家賃に係る期間の日数から当該前払の対象である期間のうち当該一括支給期間の末日後の期間の日数を減じた日数を当該一括支給期間の日数で除して得た率を乗じて得た額

(在外住居手当についての外務省令への委任)

第十六条 前二条に定めるもののほか、在外住居手当の号の適用その他在外住居手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(同行配偶者手当の支給額)

第十七条 同行配偶者手当の支給額は、同行配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額の百分の十三に相当する額とする。

(同行配偶者手当の支給期間)

第十八条 同行配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその終了する日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその終了する日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては配偶者でなくなつた日又は死亡した日）まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり同行配偶者手当を支給することができる。

3 同行配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで同行配偶者手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き

(新設)

(配偶者手当の支給額)

第十三条 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当（館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。）の支給額の百分の二十に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第十四条 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となつた場合にあつては、配偶者となつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなつた場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなつた日又は死亡した日）まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のとおり配偶者手当を支給することができる。

3 配偶者手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。但し、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職

き当該在外職員の配偶者に同行配偶者手当を支給することができる。

(同行配偶者手当についての外務省令への委任)

第十九条 前二条に定めるもののほか、前条第二項の規定による同行配偶者手当の支給期間の特例その他同行配偶者手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(同行子女手当の支給額)

第二十条 同行子女手当の支給額は、同行子女一人につき同行子女手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当(館長代理手当を受けている者にあつては、当該手当を含む。)の支給額の百分の八に相当する額とする。

(同行子女手当の支給期間)

第二十一条 同行子女手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地(第二十四条第二項第二号又は第三項の適用を受ける同行子女にあつては、当該同行子女が学校教育を受ける本邦以外の地(以下この項及び次項において「教育地」という。))に到着した日の翌日(在外職員の同行子女が当該在外職員の在勤地又は教育地において同行子女に該当することとなつた者である場合にあつては、同行子女に該当することとなつた日)から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その同行子女がその終了する日の前に帰国する場合にあつてはその同行子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その同行子女がその終了する日の前に同行子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては同行子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日)まで、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、外務大臣の許可を得て、引き続き同行子女を旧在勤地又は教育地に残

員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

留させる在外職員には、前項の規定にかかわらず、百八十日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり同行子女手当を支給することができる。

3 同行子女手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで同行子女手当を支給する。ただし、当該在外職員が死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から百八十日を超えない期間に限り、引き続き当該在外職員の同行子女に同行子女手当を支給することができる。

(同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当)

第二十二條 同行子女手当を受ける在外職員の扶養手当は、同行子女に係る分は、支給しない。

(同行子女手当についての外務省令への委任)

第二十三條 前三條に定めるもののほか、第二十一條第二項の規定による同行子女手当の支給期間の特例その他同行子女手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(子女教育手当の支給額)

第二十四條 (略)

2 4 (略)

5 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女(六歳未満の年少子女(第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。)、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、外務省令

(新設)

(新設)

(子女教育手当の支給額)

第十五條 (略)

2 4 (略)

5 指定地に所在する在外公館に勤務する在外職員の年少子女(六歳未満の年少子女(第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。)、又は六歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして外務大臣が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。)が当該在外公館の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第一項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、八千円に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額を、外務省令

で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要がある）と認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）とする。この場合において、加算される額は、九万三千円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間等）

第二十五条 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあつては、年少子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその終了する日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。）にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその終了する日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 4 （略）

（削る）

（子女教育手当についての外務省令への委任）

第二十六条 前二条に定めるもののほか、前条第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給

で定める換算率により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要がある）と認める在外職員については、当該年少子女一人につき、当該加算した額）とする。この場合において、加算される額は、五万千円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第十五条の二 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなつた者である場合にあつては、年少子女に該当することとなつた日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が六十日以内である場合を除く。）にあつてはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなつた場合又は死亡した場合にあつては年少子女に該当しないこととなつた日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が六十日以内である場合は、この限りでない。

2 4 （略）

5 前各項に定めるもののほか、第一項ただし書の期間がやむを得ない事情により六十日以内の期間にとどまることとなつた場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

（新設）

に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(在外単身赴任手当の支給額)

第二十七条 在外単身赴任手当の月額は、六万五千円を外務省令で定める換算率により外国通貨に換算した額(外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、六万五千円)とする。

(在外単身赴任手当の支給期間)

第二十八条 在外単身赴任手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、在外職員が第六条第七項各号に掲げる在外職員に該当することとなつた日の翌日から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日(その在外職員がその日の前に同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた場合にあつては、同項各号に掲げる在外職員に該当しないこととなつた日の前日)まで、支給する。

2 在外単身赴任手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外単身赴任手当を支給する。

(在外単身赴任手当についての外務省令への委任)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、在外単身赴任手当の支給に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(館長代理手当の支給額)

第三十条 (略)

(館長代理手当の支給期間)

第三十一条 (略)

(特殊語学手当)

(新設)

(新設)

(新設)

(館長代理手当の支給額)

第十六条 (略)

(館長代理手当の支給期間)

第十七条 (略)

(特殊語学手当)

第三十二条 (略)

2 前項に定めるもののほか、特殊語学手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給額)

第三十三条 (略)

(削る)

(研修員手当の支給期間)

第三十四条 (略)

2 (略)

(研修員手当についての外務省令への委任)

第三十五条 前二条に定めるもののほか、研修員手当の号の適用その他研修員手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(給与の端数計算)

第三十六条 (略)

2 (略)

(罰則)

第三十七条 (略)

(国外犯罪)

第三十八条 (略)

別表第一 在外公館の名称及び位置(第一条関係)

一 大使館

第十八条 (略)

2 特殊語学手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給額)

第十九条 (略)

2 研修員手当の号の適用その他研修員手当の支給に関し必要な事項は、外務省令で定める。

(研修員手当の支給期間)

第二十条 (略)

2 (略)

(新設)

(給与の端数計算)

第二十一条 (略)

2 (略)

(罰則)

第二十二条 (略)

(国外犯罪)

第二十三条 (略)

別表第一 在外公館の名称及び位置(第一条関係)

一 大使館

二・三
(略)

欧州	地域	
..... 在ラトビア日本国大使館	名 称	
..... ラトビア	国 名	位 置
..... リガ	地 名	

二・三
(略)

欧州	地域	
..... 在ラトビア日本国大使館	名 称	
..... ラトビア	国 名	位 置
..... リガ	地 名	

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

注：上段は改正案
下段は現行

別表第二 在勤基本手当の基準額（第十一条関係）
（第十五条関係）

一 大使館

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アジア	インド	980,000	850,000	799,300	772,100	731,300	663,400	595,500	527,600	473,200	446,000	418,900	391,700
		790,000	730,000	684,400	661,400	626,900	569,500	512,100	454,600	408,700	385,700	362,700	339,800
	インドネシア	840,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500
		730,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
	カンボジア	920,000	830,000	780,100	751,300	708,100	636,100	564,100	492,100	434,500	405,700	376,900	348,100
		750,000	700,000	653,800	629,600	593,400	533,000	472,600	412,300	364,000	339,800	315,700	291,500
	シンガポール	1,100,000	990,000	918,100	881,400	826,300	734,500	642,700	550,900	477,400	440,700	404,000	367,300
		920,000	830,000	771,900	741,000	694,700	617,500	540,300	463,100	401,400	370,500	339,600	308,800
	スリランカ	900,000	870,000	817,900	787,600	742,100	666,300	590,500	514,700	454,100	423,800	393,500	363,200
		700,000	670,000	633,000	609,700	574,700	516,400	458,100	399,800	353,200	329,800	306,500	283,200
	タイ	930,000	790,000	732,900	703,600	659,600	586,300	513,000	439,700	381,100	351,800	322,500	293,200
		780,000	660,000	612,900	588,400	551,600	490,300	429,000	367,700	318,700	294,200	269,700	245,200
	大韓民国	970,000	820,000	761,500	731,000	685,400	609,200	533,100	456,900	396,000	365,500	335,100	304,600
		860,000	720,000	674,900	647,900	607,400	539,900	472,400	404,900	350,900	323,900	296,900	270,000
	中華人民共和国	1,180,000	940,000	877,400	843,500	792,600	707,900	623,200	538,400	470,600	436,700	402,800	369,000
1,020,000		810,000	756,900	727,400	683,200	609,500	535,800	462,100	403,200	373,700	344,200	314,800	
ネパール	870,000	840,000	795,400	770,000	731,800	668,300	604,800	541,200	490,400	465,000	439,600	414,200	
	750,000	730,000	691,400	669,700	637,200	583,100	529,000	474,800	431,500	409,900	388,200	366,600	
パキスタン	950,000	870,000	825,900	800,800	763,300	700,700	638,100	575,500	525,500	500,400	475,400	450,400	
	830,000	770,000	727,500	706,000	673,800	620,000	566,300	512,500	469,500	448,000	426,500	405,000	
バングラデシュ	1,020,000	930,000	880,800	851,900	808,700	736,600	664,500	592,500	534,800	506,000	477,100	448,300	
	860,000	810,000	771,400	747,300	711,200	651,100	591,000	530,800	482,700	458,700	434,600	410,600	
東タイモール	960,000	930,000	874,400	845,800	802,900	731,500	660,100	588,600	531,500	502,900	474,300	445,800	
	840,000	820,000	773,300	748,300	710,900	648,600	586,300	524,000	474,100	449,200	424,200	399,300	
フィリピン	850,000	720,000	674,500	648,700	610,100	545,600	481,200	416,700	365,100	339,400	313,600	287,800	
	730,000	620,000	579,600	557,200	523,700	467,700	411,700	355,800	311,000	288,600	266,200	243,900	

地域	所在地	号別												
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
アジア	アータン	880,000 750,000	850,000 730,000	799,300 684,400	772,100 661,400	731,300 626,900	663,400 569,500	595,500 512,100	527,600 454,600	473,200 408,700	446,000 385,700	418,900 362,700	391,700 339,800	
	アルネイ	870,000 710,000	840,000 680,000	786,600 635,100	756,400 609,700	711,000 571,600	635,300 508,100	559,600 444,600	484,000 381,100	423,400 330,300	393,200 304,900	362,900 279,500	332,700 254,100	
	ベトナム	760,000 660,000	690,000 590,000	644,800 554,400	620,200 533,000	583,300 500,900	521,800 447,500	460,300 394,100	398,900 340,600	349,700 297,900	325,100 276,500	300,500 255,100	275,900 233,800	
	マレーシア	810,000 670,000	730,000 600,000	681,100 564,500	653,900 541,900	613,000 508,100	544,900 451,600	476,800 395,200	408,700 338,700	354,200 293,500	326,900 271,000	299,700 248,400	272,500 225,800	
	ミャンマー	1,010,000 760,000	930,000 720,000	873,900 674,800	845,300 651,400	802,500 616,300	731,100 557,800	659,700 499,300	588,300 440,900	531,200 394,100	502,700 370,700	474,100 347,300	445,600 323,900	
	モルディブ	930,000 820,000	900,000 790,000	840,000 743,600	809,200 717,500	763,000 678,300	686,000 612,900	609,000 547,500	532,000 482,200	470,400 429,900	439,600 403,700	408,800 377,600	378,000 351,500	
	モンゴル	870,000 720,000	840,000 690,000	794,300 653,300	766,500 630,700	724,800 596,900	655,400 540,600	586,000 484,300	516,600 428,000	461,000 382,900	433,200 360,400	405,500 337,800	377,700 315,300	
	ラオス	790,000 710,000	760,000 690,000	716,800 644,800	690,900 621,400	652,100 586,300	587,400 527,800	522,700 469,300	458,100 410,900	406,300 364,100	380,400 340,700	354,600 317,300	328,700 293,900	
	大洋州	オーストラリア	870,000 730,000	780,000 660,000	725,600 614,500	696,600 589,900	653,100 553,100	580,500 491,600	507,900 430,200	435,400 368,700	377,300 319,500	348,300 295,000	319,300 270,400	290,300 245,800
		キリバス	1,000,000 900,000	970,000 870,000	918,300 822,400	889,500 796,300	846,400 757,100	774,600 691,900	702,800 626,700	631,000 561,400	573,500 509,200	544,800 483,100	516,000 457,000	487,300 431,000
クック		810,000 710,000	780,000 690,000	730,000 641,400	700,800 615,700	657,000 577,200	584,000 513,100	511,000 449,000	438,000 384,800	379,600 333,500	350,400 307,900	321,200 282,200	292,000 256,600	
サモア		900,000 820,000	870,000 790,000	812,000 741,800	781,900 714,100	736,800 672,600	661,600 603,400	586,400 534,200	511,200 465,100	451,000 409,700	421,000 382,000	390,900 354,400	360,800 326,700	
ソロモン		940,000 860,000	910,000 840,000	857,100 791,400	827,600 765,700	783,400 727,200	709,700 663,100	636,000 599,000	562,300 534,800	503,300 483,500	473,800 457,900	444,300 432,200	414,900 406,600	
ツバル		800,000 680,000	770,000 650,000	719,100 611,600	691,600 588,000	650,200 552,500	581,300 493,300	512,400 434,100	443,500 375,000	388,300 327,600	360,800 304,000	333,200 280,300	305,700 256,700	

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
大洋州	トンガ	950,000 830,000	920,000 800,000	866,500 754,300	835,800 727,700	789,900 687,800	713,200 621,400	636,600 555,000	559,900 488,600	498,600 435,400	467,900 408,800	437,300 382,300	406,600 355,700
	ナウル	800,000 680,000	770,000 650,000	719,100 611,600	691,600 588,000	650,200 552,500	581,300 493,300	512,400 434,100	443,500 375,000	388,300 327,600	360,800 304,000	333,200 280,300	305,700 256,700
	ニウエ	810,000 710,000	780,000 690,000	730,000 641,400	700,800 615,700	657,000 577,200	584,000 513,100	511,000 449,000	438,000 384,800	379,600 333,500	350,400 307,900	321,200 282,200	292,000 256,600
	ニューギニアランド	810,000 710,000	780,000 690,000	730,000 641,400	700,800 615,700	657,000 577,200	584,000 513,100	511,000 449,000	438,000 384,800	379,600 333,500	350,400 307,900	321,200 282,200	292,000 256,600
	バヌアツ	910,000 790,000	870,000 760,000	816,300 711,300	784,800 683,600	737,600 642,100	659,000 573,000	580,400 503,900	501,800 434,800	438,900 379,500	407,400 351,800	376,000 324,200	344,500 296,500
	パプアニューギニア	950,000 870,000	930,000 850,000	874,100 800,400	845,600 774,400	802,700 735,300	731,300 670,300	659,900 605,300	588,500 540,200	531,300 488,200	502,800 462,200	474,200 436,200	445,700 410,200
	パラオ	930,000 820,000	900,000 790,000	842,400 737,500	809,900 708,800	761,100 665,800	679,900 594,000	598,700 522,300	517,400 450,500	452,400 393,100	419,900 364,400	387,400 335,700	355,000 307,000
	フィジー	800,000 680,000	770,000 650,000	719,100 611,600	691,600 588,000	650,200 552,500	581,300 493,300	512,400 434,100	443,500 375,000	388,300 327,600	360,800 304,000	333,200 280,300	305,700 256,700
	ローンギヤル	1,090,000 920,000	1,050,000 890,000	988,600 833,100	953,100 803,400	899,800 758,800	810,900 684,500	722,000 610,200	633,200 535,900	562,100 476,400	526,500 446,700	491,000 417,000	455,500 387,300
	ミクロネシア	1,020,000 870,000	990,000 840,000	923,900 788,900	889,300 759,300	837,500 715,000	751,100 641,100	664,700 567,200	578,300 493,300	509,200 434,200	474,700 404,700	440,100 375,100	405,600 345,600
北米	アメリカ合衆国	1,370,000 1,180,000	1,030,000 890,000	957,100 824,100	918,800 791,200	861,400 741,700	765,700 659,300	670,000 576,900	574,300 494,500	497,700 428,500	459,400 395,600	421,100 362,600	382,900 329,700
	カナダ	900,000 790,000	810,000 710,000	756,500 659,000	726,200 632,600	680,900 593,100	605,200 527,200	529,600 461,300	453,900 395,400	393,400 342,700	363,100 316,300	332,900 290,000	302,600 263,600
中南米	アルゼンチン	1,050,000 810,000	1,010,000 780,000	943,000 725,100	906,500 696,100	851,700 652,600	760,400 580,100	669,100 507,600	577,800 435,100	504,800 377,100	468,200 348,100	431,700 319,100	395,200 290,100
	アンデス・グループ・ハイチ	1,100,000 810,000	1,070,000 780,000	995,900 733,100	958,400 705,800	902,300 664,800	808,700 566,500	715,100 528,200	621,500 459,900	546,700 405,200	509,200 377,900	471,800 350,600	434,400 323,300
	ウルグアイ	1,050,000 890,000	1,010,000 860,000	946,500 797,800	909,800 765,800	854,900 718,000	763,200 638,200	671,600 558,400	579,900 478,700	506,600 414,800	469,900 382,900	433,300 351,000	396,600 319,100

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
中南米	エクアドル	950,000 820,000	910,000 790,000	855,600 743,800	823,800 716,000	776,100 674,400	696,500 605,000	616,900 535,600	537,400 466,300	473,700 410,800	441,900 383,000	410,100 355,300	378,300 327,500
	エルサルバドル	900,000 810,000	870,000 780,000	815,600 733,300	787,000 707,500	744,100 668,900	672,500 604,600	600,900 540,300	529,400 476,000	472,100 424,500	443,500 398,800	414,900 373,000	386,300 347,300
	ガイアナ	910,000 810,000	880,000 780,000	819,900 733,100	789,500 705,800	743,900 664,800	667,900 596,500	591,900 528,200	515,900 459,900	455,100 405,200	424,700 377,900	394,300 350,600	364,000 323,300
	キューバ	1,240,000 950,000	1,200,000 920,000	1,130,900 868,400	1,092,800 839,600	1,035,800 796,500	940,700 724,700	845,600 652,900	750,500 581,000	674,500 523,600	636,400 494,800	598,400 466,100	560,400 437,400
	グアテマラ	1,030,000 910,000	1,000,000 880,000	938,000 830,600	904,500 801,000	854,200 756,600	770,400 682,500	686,600 608,400	602,800 534,400	535,800 475,100	502,200 445,500	468,700 415,900	435,200 386,300
	グレナダ	910,000 810,000	880,000 780,000	819,900 733,100	789,500 705,800	743,900 664,800	667,900 596,500	591,900 528,200	515,900 459,900	455,100 405,200	424,700 377,900	394,300 350,600	364,000 323,300
	コスタリカ	960,000 800,000	930,000 770,000	866,400 716,900	832,900 689,000	782,700 647,200	699,100 577,500	615,500 507,800	531,800 438,100	464,900 382,400	431,500 354,500	398,000 326,600	364,600 298,800
	コロンビア	910,000 760,000	880,000 730,000	824,300 689,500	795,300 665,500	751,800 629,600	679,400 569,600	607,000 509,700	534,600 449,700	476,600 401,700	447,600 377,800	418,700 353,800	389,700 329,800
	ジャマイカ	910,000 790,000	880,000 760,000	826,100 716,600	795,500 690,000	749,500 650,000	672,900 583,300	596,300 516,600	519,700 450,000	458,400 396,600	427,700 370,000	397,100 343,300	366,500 316,700
	スリナム	910,000 810,000	880,000 780,000	819,900 733,100	789,500 705,800	743,900 664,800	667,900 596,500	591,900 528,200	515,900 459,900	455,100 405,200	424,700 377,900	394,300 350,600	364,000 323,300
セントクリストファー・ネイビス	1,100,000 810,000	1,070,000 780,000	995,900 733,100	958,400 705,800	902,300 664,800	808,700 596,500	715,100 528,200	621,500 459,900	546,700 405,200	509,200 377,900	471,800 350,600	434,400 323,300	
セントビンセント	910,000 810,000	880,000 780,000	819,900 733,100	789,500 705,800	743,900 664,800	667,900 596,500	591,900 528,200	515,900 459,900	455,100 405,200	424,700 377,900	394,300 350,600	364,000 323,300	
セントルシア	910,000 810,000	880,000 780,000	819,900 733,100	789,500 705,800	743,900 664,800	667,900 596,500	591,900 528,200	515,900 459,900	455,100 405,200	424,700 377,900	394,300 350,600	364,000 323,300	
チリ	890,000 800,000	860,000 770,000	803,500 714,600	772,600 686,000	726,200 643,200	648,800 571,700	571,500 500,200	494,100 428,800	432,200 371,600	401,300 343,000	370,300 314,400	339,400 285,900	

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
中南米	ドミニカ	1,100,000 810,000	1,070,000 780,000	995,900 733,100	958,400 705,800	902,300 664,800	808,700 596,500	715,100 528,200	621,500 459,900	546,700 405,200	509,200 377,900	471,800 350,600	434,400 323,300
	ドミニカ共和国	940,000 820,000	910,000 790,000	858,500 746,100	828,200 719,900	782,700 680,500	706,800 614,900	631,000 549,300	555,100 483,700	494,400 431,200	464,100 404,900	433,700 378,700	403,400 352,500
	トリニダード・トバゴ	910,000 810,000	880,000 780,000	819,900 733,100	789,500 705,800	743,900 664,800	667,900 596,500	591,900 528,200	515,900 459,900	455,100 405,200	424,700 377,900	394,300 350,600	364,000 323,300
	ニカラグア	930,000 820,000	910,000 790,000	855,800 750,500	827,900 726,500	786,200 690,500	716,600 630,400	647,000 570,400	577,500 510,300	521,800 462,300	494,000 438,200	466,100 414,200	438,300 390,200
	ハイチ	1,470,000 1,120,000	1,420,000 1,090,000	1,341,100 1,029,000	1,297,100 997,000	1,231,000 949,100	1,120,900 869,200	1,010,800 789,300	900,700 709,400	812,600 645,500	768,500 613,500	724,500 581,600	680,500 549,600
	パナマ	840,000 730,000	820,000 700,000	762,900 654,000	734,000 628,600	690,600 590,600	618,300 527,200	546,000 463,800	473,700 400,400	415,900 349,700	387,000 324,300	358,100 299,000	329,200 273,600
	パナマ	910,000 790,000	880,000 760,000	826,100 716,600	795,500 690,000	749,500 650,000	672,900 583,300	596,300 516,600	519,700 450,000	458,400 396,600	427,700 370,000	397,100 343,300	366,500 316,700
	パラグアイ	770,000 680,000	740,000 660,000	696,000 620,500	670,600 597,700	632,400 563,500	568,800 506,400	505,200 449,400	441,600 392,300	390,700 346,700	365,300 323,800	339,800 301,000	314,400 278,200
	パルバトス	1,100,000 970,000	1,070,000 940,000	995,900 878,800	958,400 845,600	902,300 795,900	808,700 713,000	715,100 630,100	621,500 547,300	546,700 481,000	509,200 447,800	471,800 414,700	434,400 381,500
	ブラジル	890,000 780,000	800,000 730,000	748,000 682,800	719,300 656,200	676,200 616,500	604,400 550,200	532,600 483,900	460,800 417,700	403,400 364,600	374,600 338,100	345,900 311,600	317,200 285,100
ペネズエラ	1,020,000 990,000	990,000 960,000	934,300 903,900	903,300 873,700	856,800 828,500	779,400 753,100	702,000 677,700	624,600 602,300	562,600 542,000	531,600 511,900	500,700 481,700	469,700 451,600	
ペルー	900,000 780,000	870,000 760,000	811,800 711,600	782,100 685,600	737,600 646,500	663,400 581,300	589,200 516,100	515,100 451,000	455,700 398,800	426,000 372,800	396,400 346,700	366,700 320,700	
ベネズエラ	920,000 800,000	890,000 770,000	833,400 723,400	802,400 696,400	756,000 656,000	678,700 588,700	601,400 521,400	524,000 454,000	462,200 400,200	431,200 373,200	400,300 346,300	369,400 319,400	
ボリビア	1,030,000 830,000	1,000,000 810,000	942,300 763,900	911,800 740,100	866,000 704,500	789,800 645,100	713,600 585,700	637,400 526,300	576,400 478,800	545,900 455,100	515,400 431,300	484,900 407,600	

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
中南米	ホンジュラス	950,000 830,000	920,000 810,000	866,100 766,000	837,900 741,400	795,500 704,400	724,900 642,800	654,300 581,200	583,700 519,600	527,200 470,300	498,900 445,700	470,700 421,000	442,500 366,400
	メキシコ	950,000 850,000	920,000 820,000	859,500 768,300	826,300 738,300	776,600 693,400	693,600 618,600	610,700 543,800	527,700 469,000	461,300 409,100	428,200 379,200	395,000 349,200	361,800 319,300
	アラスランド	1,010,000 820,000	980,000 790,000	909,600 734,600	873,200 705,200	818,700 661,200	727,700 587,700	636,700 514,200	545,800 440,800	473,000 382,000	436,600 352,600	400,200 323,200	363,900 293,900
	アイルランド	890,000 730,000	860,000 700,000	800,100 657,100	768,100 630,800	720,100 591,400	640,100 525,700	560,100 460,000	480,100 394,300	416,100 341,700	384,100 315,400	352,100 289,100	320,100 262,900
	アゼルバイジャン	750,000 650,000	720,000 620,000	673,900 584,800	648,100 562,200	609,500 528,300	545,100 471,800	480,700 415,300	416,300 358,900	364,800 313,700	339,100 291,100	313,300 268,500	287,600 245,900
	アルバニア	970,000 750,000	940,000 720,000	875,300 679,000	842,600 653,800	793,700 616,100	712,200 553,200	630,700 490,300	549,200 427,400	483,900 377,100	451,300 351,900	418,700 326,800	386,100 301,600
	アルメニア	790,000 700,000	760,000 670,000	715,600 630,900	689,400 607,600	650,100 572,800	584,500 514,700	518,900 456,600	453,400 398,500	400,900 352,100	374,700 328,800	348,500 305,600	322,300 282,400
	アンドラ	910,000 750,000	870,000 720,000	812,900 673,500	780,400 646,600	731,600 606,200	650,300 538,800	569,000 471,500	487,700 404,100	422,700 350,200	390,200 323,300	357,700 296,300	325,200 269,400
	イタリヤ	940,000 790,000	840,000 710,000	784,900 663,400	753,500 636,800	706,400 597,000	627,900 530,700	549,400 464,400	470,900 398,000	408,100 345,000	376,700 318,400	345,300 291,900	314,000 265,400
	ウクライナ	1,040,000 910,000	1,010,000 880,000	957,300 839,300	928,600 814,900	885,500 778,300	813,800 717,400	742,100 656,500	670,400 595,600	613,000 546,800	584,300 522,400	555,600 498,100	526,900 473,700
ウズベキスタン	770,000 640,000	740,000 620,000	696,000 578,500	670,600 557,500	632,400 526,000	568,800 473,400	505,200 420,900	441,600 368,300	390,700 326,300	365,300 305,200	339,800 284,200	314,400 263,200	
英国	1,210,000 980,000	1,020,000 830,000	950,000 771,300	912,000 740,400	855,000 694,100	760,000 617,000	665,000 539,900	570,000 462,800	494,000 401,100	456,000 370,200	418,000 339,400	380,000 308,500	
エストニア	760,000 650,000	730,000 630,000	679,400 586,900	652,200 563,400	611,400 528,200	543,500 469,500	475,600 410,800	407,600 352,100	353,300 305,200	326,100 281,700	298,900 258,200	271,800 234,800	
オーストリア	1,050,000 880,000	940,000 790,000	879,300 737,300	844,100 707,800	791,300 663,500	703,400 589,800	615,500 516,100	527,600 442,400	457,200 383,400	422,000 353,900	386,900 324,400	351,700 294,900	

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
欧州	オランダ	940,000 円	910,000 円	846,800 円	812,900 円	762,100 円	677,400 円	592,700 円	508,100 円	440,300 円	406,400 円	372,600 円	338,700 円
	カザフスタン	870,000 円	840,000 円	787,600 円	760,100 円	718,900 円	650,100 円	581,300 円	512,600 円	457,600 円	430,100 円	402,600 円	375,100 円
	北マケドニア	710,000 円	690,000 円	643,500 円	619,000 円	582,200 円	520,800 円	459,500 円	398,100 円	349,000 円	324,500 円	299,900 円	275,400 円
	キプロス	800,000 円	770,000 円	719,600 円	690,800 円	647,700 円	575,700 円	503,700 円	431,800 円	374,200 円	345,400 円	316,600 円	287,900 円
	ギリシャ	810,000 円	780,000 円	724,000 円	695,000 円	651,600 円	579,200 円	506,800 円	434,400 円	376,500 円	347,500 円	318,600 円	289,600 円
	キルギス	790,000 円	760,000 円	723,600 円	701,100 円	667,300 円	610,900 円	554,500 円	498,200 円	453,100 円	430,500 円	408,000 円	385,500 円
	クロアチア	820,000 円	790,000 円	733,500 円	704,200 円	660,200 円	586,800 円	513,500 円	440,100 円	381,400 円	352,100 円	322,700 円	293,400 円
	コソボ	730,000 円	710,000 円	663,500 円	638,600 円	601,200 円	538,800 円	476,500 円	414,100 円	364,200 円	339,300 円	314,300 円	289,400 円
	ハンガリー	870,000 円	840,000 円	784,900 円	753,500 円	706,400 円	627,900 円	549,400 円	470,900 円	408,100 円	376,700 円	345,300 円	314,000 円
	ジョージア	810,000 円	780,000 円	735,500 円	708,500 円	668,000 円	600,400 円	532,900 円	465,300 円	411,300 円	384,200 円	357,200 円	330,200 円
スイス	1,310,000 円	1,260,000 円	1,172,100 円	1,125,200 円	1,054,900 円	937,700 円	820,500 円	703,300 円	609,500 円	562,600 円	515,700 円	468,900 円	
スウェーデン	900,000 円	870,000 円	809,500 円	777,100 円	728,600 円	647,600 円	566,700 円	485,700 円	420,900 円	388,600 円	356,200 円	323,800 円	
スペイン	850,000 円	820,000 円	766,000 円	735,400 円	689,400 円	612,800 円	536,200 円	459,600 円	398,300 円	367,700 円	337,000 円	306,400 円	
スロバキア	920,000 円	880,000 円	823,100 円	790,200 円	740,800 円	658,500 円	576,200 円	493,900 円	428,000 円	395,100 円	362,200 円	329,300 円	

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
欧州	スロベニア	810,000 670,000	780,000 650,000	727,800 604,100	698,600 580,000	655,000 543,700	582,200 483,300	509,400 422,900	436,700 362,500	378,400 314,100	349,300 290,000	320,200 265,800	291,100 241,700
	セルビア	810,000 720,000	780,000 690,000	733,000 645,800	704,900 620,700	662,700 583,200	592,400 520,600	522,100 458,000	451,800 395,500	395,600 345,400	367,400 320,400	339,300 295,300	311,200 270,300
	タジキスタン	920,000 760,000	900,000 740,000	848,800 703,400	822,800 683,200	783,900 652,900	719,000 602,400	654,100 551,900	589,300 501,500	537,400 461,100	511,400 440,900	485,500 420,700	459,500 400,500
	チェコ	930,000 810,000	900,000 780,000	838,300 730,600	804,700 701,400	754,400 657,600	670,600 584,500	586,800 511,400	503,000 438,400	435,900 379,900	402,400 350,700	368,800 321,500	335,300 292,300
	デンマーク	1,000,000 840,000	960,000 810,000	897,100 753,900	861,200 723,700	807,400 678,500	717,700 603,100	628,000 527,700	538,300 452,300	466,500 392,000	430,600 361,900	394,700 331,700	358,900 301,600
	ドイツ	970,000 830,000	870,000 720,000	812,800 674,500	780,200 647,500	731,500 607,100	650,200 539,600	568,900 472,200	487,700 404,700	422,600 350,700	390,100 323,800	357,600 296,800	325,100 269,800
	トルクメニスタン	1,380,000 1,170,000	1,330,000 1,130,000	1,249,500 1,064,100	1,205,900 1,028,400	1,140,600 974,700	1,031,600 885,300	922,700 795,900	813,700 706,500	726,500 634,900	683,000 599,200	639,400 563,400	595,800 527,700
	ノルウェー	970,000 810,000	940,000 780,000	874,500 724,800	839,500 695,800	787,100 652,300	699,600 579,800	612,200 507,300	524,700 434,900	454,700 376,900	419,800 347,900	384,800 318,900	349,800 289,900
	バチカン	870,000 740,000	840,000 710,000	784,900 663,400	753,500 636,800	706,400 597,000	627,900 530,700	549,400 464,400	470,900 398,000	408,100 345,000	376,700 318,400	345,300 291,900	314,000 265,400
	ハンガリー	850,000 670,000	820,000 650,000	761,300 601,900	730,800 577,800	685,100 541,700	609,000 481,500	532,900 421,300	456,800 361,100	395,900 313,000	365,400 288,900	335,000 264,800	304,500 240,800
	フィンランド	980,000 810,000	940,000 780,000	879,600 726,100	844,400 697,100	791,700 653,500	703,700 580,900	615,700 508,300	527,800 435,700	457,400 377,600	422,200 348,500	387,000 319,500	351,900 290,500
	フランス	1,040,000 860,000	870,000 720,000	812,900 673,500	780,400 646,600	731,600 606,200	650,300 538,800	569,000 471,500	487,700 404,100	422,700 350,200	390,200 323,300	357,700 296,300	325,200 269,400
	ブルガリア	830,000 660,000	800,000 630,000	741,100 592,300	711,500 568,600	667,000 533,000	592,900 473,800	518,800 414,600	444,700 355,400	385,400 308,000	355,700 284,300	326,100 260,600	296,500 236,900
ベラルーシ	830,000 690,000	800,000 670,000	756,900 634,400	730,600 612,600	691,200 579,900	625,500 525,500	559,800 471,100	494,100 416,600	441,600 373,100	415,300 351,300	389,000 329,500	362,800 307,800	

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
欧州	ベルギー	910,000 円	880,000 円	819,300 円	786,500 円	737,300 円	655,400 円	573,500 円	491,600 円	426,000 円	393,200 円	360,500 円	327,700 円
		740,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
	ポーランド	830,000	800,000	748,500	718,600	673,700	598,800	524,000	449,100	389,200	359,300	329,300	299,400
		670,000	640,000	600,000	576,000	540,000	480,000	420,000	360,000	312,000	288,000	264,000	240,000
	ポスニア・ヘルツェゴビナ	720,000	700,000	651,600	626,800	589,500	527,300	465,100	403,000	353,200	328,400	303,500	278,700
		600,000	580,000	542,700	521,900	490,700	438,800	386,900	334,900	293,400	272,600	251,800	231,100
	ポルトガル	820,000	790,000	734,800	705,400	661,300	587,800	514,300	440,900	382,100	352,700	323,300	293,900
		680,000	650,000	609,300	584,900	548,300	487,400	426,500	365,600	316,800	292,400	268,100	243,700
	イタリア	760,000	730,000	679,300	652,100	611,300	543,400	475,500	407,600	353,200	326,000	298,900	271,700
		620,000	600,000	559,500	537,100	503,600	447,600	391,700	335,700	290,900	268,600	246,200	223,800
モナコ	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200	
	750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400	
モルドバ	810,000	790,000	736,400	709,300	668,700	601,100	533,500	465,800	411,700	384,700	357,600	330,600	
	700,000	680,000	639,000	615,400	580,100	521,200	462,300	403,400	356,300	332,700	309,200	285,600	
モンテネグロ	810,000	780,000	733,000	704,900	662,700	592,400	522,100	451,800	395,600	367,400	339,300	311,200	
	720,000	690,000	645,800	620,700	583,200	520,600	458,000	395,500	345,400	320,400	295,300	270,300	
ラトビア	890,000	860,000	799,300	767,300	719,300	639,400	559,500	479,600	415,600	383,600	351,700	319,700	
	770,000	740,000	688,500	661,000	619,700	550,800	482,000	413,100	358,000	330,500	302,900	275,400	
リトアニア	840,000	810,000	755,300	725,000	679,700	604,200	528,700	453,200	392,700	362,500	332,300	302,100	
	720,000	700,000	648,300	622,300	583,400	518,600	453,800	389,000	337,100	311,200	285,200	259,300	
リヒテンシュタイン	1,310,000	1,260,000	1,172,100	1,125,200	1,054,900	937,700	820,500	703,300	609,500	562,600	515,700	468,900	
	1,060,000	1,020,000	952,500	914,400	857,300	762,000	666,800	571,500	495,300	457,200	419,100	381,000	
ルーマニア	790,000	760,000	708,600	680,300	637,800	566,900	496,000	425,200	368,500	340,100	311,800	283,500	
	670,000	640,000	599,000	575,000	539,100	479,200	419,300	359,400	311,500	287,500	263,600	239,600	
ルクセンブルク	900,000	860,000	804,300	772,100	723,800	643,400	563,000	482,600	418,200	386,000	353,900	321,700	
	730,000	710,000	659,000	632,600	593,100	527,200	461,300	395,400	342,700	316,300	290,000	263,600	
ロシア	1,080,000	870,000	815,800	785,500	740,200	664,600	589,000	513,500	453,000	422,800	392,500	362,300	
	940,000	750,000	706,800	680,500	641,100	575,400	509,700	444,100	391,500	365,200	339,000	312,700	

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
中東	アラブ首長国連邦	980,000 870,000	950,000 850,000	907,400 809,800	881,500 787,400	842,600 753,800	777,900 697,800	713,200 641,800	648,400 585,900	596,600 541,100	570,700 518,700	544,800 496,300	519,000 473,900
	イエメン	1,010,000 840,000	970,000 810,000	906,000 753,100	869,800 723,000	815,400 677,800	724,800 602,500	634,200 527,200	543,600 451,900	471,100 391,600	434,900 361,500	398,600 331,400	362,400 301,300
	イスラエル	1,260,000 1,090,000	1,220,000 1,060,000	1,151,800 1,002,000	1,115,300 971,100	1,060,600 924,800	969,400 847,600	878,200 770,400	787,100 693,200	714,100 631,400	677,600 600,600	641,200 569,700	604,700 538,800
	イラク	1,220,000 990,000	1,100,000 890,000	1,028,400 834,800	988,400 802,200	928,500 753,300	828,700 671,800	728,900 590,300	629,000 508,900	549,200 443,700	509,200 411,100	469,300 378,500	429,400 345,900
	イラン	1,000,000 850,000	980,000 830,000	927,400 793,000	900,700 771,600	860,600 739,400	793,900 685,800	727,200 632,200	660,400 578,600	607,000 535,700	580,300 514,300	553,600 492,800	527,000 471,400
	オーストリア	920,000 830,000	900,000 810,000	848,500 766,000	821,800 742,200	781,700 706,400	714,800 646,800	648,000 587,200	581,100 527,600	527,600 479,900	500,900 456,100	474,100 432,200	447,400 408,400
	カタール	890,000 770,000	860,000 740,000	802,900 690,100	772,000 663,300	725,600 623,100	648,300 556,100	571,000 489,100	493,700 422,100	431,900 368,500	401,000 341,700	370,100 314,900	339,200 288,100
	クウェート	940,000 800,000	910,000 770,000	846,800 723,300	814,100 695,100	765,100 652,900	683,400 582,600	601,700 512,300	520,100 442,000	454,700 385,700	422,000 357,600	389,400 329,400	356,700 301,300
	サウジアラビア	930,000 810,000	900,000 780,000	842,900 734,000	811,600 706,600	764,600 665,600	686,300 597,200	608,000 528,800	529,700 460,400	467,100 405,700	435,800 378,300	404,500 351,000	373,200 323,600
	シリア	1,090,000 950,000	1,060,000 920,000	994,800 865,500	961,400 836,900	911,300 794,000	827,800 722,400	744,300 650,900	660,900 579,300	594,100 522,100	560,700 493,400	527,300 464,800	493,900 436,200
	トルコ	870,000 790,000	850,000 770,000	799,400 722,800	773,800 697,400	735,400 659,500	671,500 596,200	607,600 532,900	543,600 469,700	492,500 419,000	466,900 393,700	441,300 368,400	415,800 343,100
	バーレーン	960,000 730,000	920,000 710,000	864,000 660,300	831,000 635,000	781,600 597,200	699,200 534,200	616,800 471,200	534,400 408,200	468,500 357,700	435,500 332,500	402,600 307,300	369,600 282,100
	ヨルダン	870,000 750,000	840,000 720,000	784,000 672,500	753,800 646,400	708,600 607,300	633,200 542,000	557,800 476,800	482,400 411,500	422,100 359,300	391,900 333,200	361,800 307,100	331,600 281,000
	ヨルダン	850,000 730,000	830,000 710,000	773,800 663,500	745,200 639,000	702,400 602,200	631,000 540,800	559,600 479,500	488,300 418,100	431,200 369,000	402,600 344,500	374,100 319,900	345,500 295,400

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アメリカ	ギニアビサウ	1,110,000 960,000	1,080,000 930,000	1,015,600 882,100	982,200 853,600	932,100 810,900	848,500 739,700	764,900 668,500	681,400 597,300	614,500 540,300	581,100 511,800	547,700 483,300	514,300 454,900
	ケニア	970,000 790,000	940,000 770,000	880,800 722,000	850,300 697,500	804,700 660,800	728,600 599,600	652,500 538,400	576,500 477,200	515,600 428,200	485,200 403,800	454,700 379,300	424,300 354,800
	コートジボワール	1,140,000 990,000	1,110,000 960,000	1,043,300 910,900	1,009,500 882,000	958,900 838,800	874,600 766,700	790,300 694,600	706,000 622,500	638,500 564,900	604,800 536,000	571,000 507,200	537,300 478,400
	コモロ	990,000 850,000	960,000 820,000	907,300 781,500	879,000 757,800	836,500 722,400	765,800 663,200	695,100 604,100	624,400 544,900	567,800 497,600	539,500 473,900	511,200 450,300	482,900 426,600
	コンゴ共和国	1,350,000 1,100,000	1,310,000 1,060,000	1,231,900 1,007,800	1,192,200 976,600	1,132,700 930,000	1,033,500 852,200	934,300 774,400	835,100 696,700	755,800 634,400	716,100 603,300	676,400 572,200	636,800 541,100
	コンゴ民主共和国	1,350,000 1,100,000	1,310,000 1,060,000	1,231,900 1,007,800	1,192,200 976,600	1,132,700 930,000	1,033,500 852,200	934,300 774,400	835,100 696,700	755,800 634,400	716,100 603,300	676,400 572,200	636,800 541,100
	サントメ・プリンシペ	1,190,000 1,030,000	1,150,000 1,000,000	1,081,600 942,900	1,044,800 911,200	989,500 863,600	897,300 784,300	805,100 705,000	713,000 625,700	639,200 562,300	602,400 530,600	565,500 498,900	528,700 467,200
	ザンビア	810,000 710,000	790,000 690,000	749,800 653,500	727,000 632,000	692,800 599,700	635,800 546,000	578,800 492,300	521,900 438,500	476,300 395,500	453,500 374,000	430,700 352,500	407,900 331,100
	シエラレオネ	1,190,000 900,000	1,160,000 870,000	1,088,600 822,400	1,052,300 796,300	997,800 757,100	906,900 691,900	816,000 626,700	725,200 561,400	652,500 509,200	616,100 483,100	579,800 457,000	543,500 431,000
	ジブチ	1,170,000 1,000,000	1,140,000 980,000	1,073,800 922,100	1,038,800 892,800	986,400 848,900	899,000 775,700	811,600 702,500	724,300 629,300	654,400 570,700	619,400 541,400	584,500 512,100	549,500 482,900
	ジンバブエ	1,270,000 980,000	1,230,000 950,000	1,163,800 904,100	1,126,000 876,400	1,069,400 834,700	975,000 765,300	880,600 695,900	786,300 626,500	710,800 570,900	673,000 543,200	635,300 515,400	597,500 487,700
	スーダン	1,210,000 1,090,000	1,180,000 1,060,000	1,110,400 1,004,900	1,075,600 973,900	1,023,300 927,400	936,300 849,900	849,300 772,400	762,200 694,900	692,600 632,900	657,800 601,900	623,000 570,900	588,200 540,000
	セーシェル	830,000 760,000	800,000 730,000	750,100 684,000	722,500 658,600	681,100 620,600	612,100 557,200	543,100 493,800	474,100 430,400	418,900 379,700	391,300 354,300	363,700 329,000	336,100 303,600
赤道ギニア	1,190,000 1,030,000	1,150,000 1,000,000	1,081,600 942,900	1,044,800 911,200	989,500 863,600	897,300 784,300	805,100 705,000	713,000 625,700	639,200 562,300	602,400 530,600	565,500 498,900	528,700 467,200	

地域	所在国	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アメリカ	セネガル	1,110,000 960,000	1,080,000 930,000	1,015,600 882,100	982,200 853,600	932,100 810,900	848,500 739,700	764,900 668,500	681,400 597,300	614,500 540,300	581,100 511,800	547,700 483,300	514,300 454,900
	ソマリア	970,000 790,000	940,000 770,000	880,800 722,000	850,300 697,500	804,700 660,800	728,600 599,600	652,500 538,400	576,500 477,200	515,600 428,200	485,200 403,800	454,700 379,300	424,300 354,800
	タンザニア	900,000 810,000	870,000 780,000	824,000 739,400	797,400 715,800	757,600 680,400	691,200 621,500	624,800 562,600	558,400 503,600	505,300 456,500	478,700 432,900	452,200 409,300	425,600 385,800
	チャド	1,110,000 970,000	1,070,000 940,000	1,012,800 888,000	980,200 860,100	931,500 818,200	850,200 748,400	768,900 678,600	687,700 608,800	622,600 553,000	590,100 525,000	557,600 497,100	525,100 469,200
	中央アメリカ	1,110,000 970,000	1,070,000 940,000	1,012,800 888,000	980,200 860,100	931,500 818,200	850,200 748,400	768,900 678,600	687,700 608,800	622,600 553,000	590,100 525,000	557,600 497,100	525,100 469,200
	チュニジア	740,000 630,000	710,000 610,000	669,300 571,500	644,900 551,300	608,300 520,900	547,400 470,300	486,500 419,700	425,600 369,100	376,800 328,600	352,400 308,400	328,100 288,100	303,700 267,900
	トモゴ	1,140,000 990,000	1,110,000 960,000	1,043,300 910,900	1,009,500 882,000	958,900 838,800	874,600 766,700	790,300 694,600	706,000 622,500	638,500 564,900	604,800 536,000	571,000 507,200	537,300 478,400
	ナイジェリア	1,060,000 1,040,000	1,030,000 1,020,000	980,300 961,500	950,600 932,200	906,200 888,400	832,200 815,200	758,200 742,100	684,200 668,900	624,900 610,400	595,300 581,100	565,700 551,900	536,100 522,600
	ナミビア	830,000 720,000	800,000 690,000	751,900 654,800	725,800 632,200	686,700 598,300	621,500 541,800	556,300 485,300	491,100 428,900	439,000 383,700	412,900 361,100	386,800 338,500	360,800 315,900
ニジエール	1,140,000 990,000	1,110,000 960,000	1,043,300 910,900	1,009,500 882,000	958,900 838,800	874,600 766,700	790,300 694,600	706,000 622,500	638,500 564,900	604,800 536,000	571,000 507,200	537,300 478,400	
ブルキナファソ	1,100,000 950,000	1,070,000 920,000	1,014,900 875,300	983,900 849,400	937,400 810,700	859,900 746,200	782,400 681,700	704,900 617,200	642,900 565,500	611,900 539,700	580,900 513,900	550,000 488,100	
ブルンジ	840,000 820,000	810,000 790,000	769,300 748,300	744,900 724,300	708,300 688,400	647,400 628,600	586,500 568,800	525,600 509,000	476,800 461,100	452,400 437,200	428,100 413,200	403,700 389,300	
ベナン	1,010,000 890,000	980,000 860,000	930,000 816,400	900,800 791,300	857,000 753,700	784,000 691,100	711,000 628,500	638,000 565,800	579,600 515,700	550,400 490,700	521,200 465,600	492,000 440,600	
ボツワナ	830,000 720,000	800,000 700,000	757,900 661,100	732,400 639,100	694,100 606,200	630,300 551,400	566,500 496,600	502,700 441,700	451,700 397,900	426,200 375,900	400,700 354,000	375,200 332,100	

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
アメリカ	マダガスカル	990,000 850,000	960,000 820,000	907,300 781,500	879,000 757,800	836,500 722,400	765,800 663,200	695,100 604,100	624,400 544,900	567,800 497,600	539,500 473,900	511,200 450,300	482,900 426,600
	ペラウイ	1,040,000 880,000	1,010,000 860,000	953,100 814,400	923,000 789,400	877,800 751,900	802,500 689,500	727,200 627,100	651,900 564,600	591,600 514,700	561,500 489,700	531,400 464,700	501,300 439,800
	ペリ	1,120,000 990,000	1,090,000 960,000	1,034,100 909,300	1,002,400 882,100	954,700 841,300	875,300 773,400	795,900 705,500	716,500 637,600	652,900 583,200	621,200 556,000	589,400 528,900	557,700 501,700
	南アメリカ共和国	860,000 720,000	780,000 660,000	729,100 617,400	702,800 595,100	663,200 561,600	597,300 505,900	531,400 450,200	465,500 394,500	412,700 349,900	386,400 327,600	360,000 305,300	333,700 283,000
	南スーダン	1,270,000 980,000	1,240,000 950,000	1,167,300 904,900	1,130,200 877,900	1,074,500 837,400	981,800 769,900	889,100 702,400	796,400 634,900	722,200 580,900	685,100 553,900	648,000 526,900	610,900 500,000
	モーリシャス	830,000 730,000	810,000 710,000	759,800 669,300	733,400 646,100	693,800 611,300	627,800 553,400	561,800 495,500	495,900 437,600	443,100 391,200	416,700 368,000	390,300 344,900	363,900 321,700
	モーリタニア	1,060,000 990,000	1,030,000 960,000	972,000 910,300	941,900 883,000	896,800 842,200	821,600 774,200	746,400 706,200	671,200 638,200	611,000 583,700	581,000 556,500	550,900 529,300	520,800 502,100
	モザンビーク	950,000 820,000	920,000 800,000	872,300 759,900	845,400 737,100	805,000 702,900	737,800 645,900	670,600 588,900	603,400 531,900	549,600 486,300	522,700 463,500	495,800 440,700	468,900 418,000
	モロッコ	830,000 710,000	800,000 680,000	748,300 637,300	719,500 612,600	676,400 575,500	604,600 513,800	532,800 452,100	461,000 390,400	403,500 341,000	374,800 316,300	346,000 291,600	317,300 266,900
	リビア	780,000 840,000	760,000 820,000	722,900 774,100	702,000 750,000	670,600 713,700	618,300 653,300	566,000 592,900	513,700 532,500	471,900 484,100	451,000 460,000	430,100 435,800	409,200 411,700
	リベリア	1,190,000 900,000	1,160,000 870,000	1,088,600 822,400	1,052,300 796,300	997,800 757,100	906,900 691,900	816,000 626,700	725,200 561,400	652,500 509,200	616,100 483,100	579,800 457,000	543,500 431,000
	ルワンダ	840,000 820,000	810,000 790,000	769,300 748,300	744,900 724,300	708,300 688,400	647,400 628,600	586,500 568,800	525,600 509,000	476,800 461,100	452,400 437,200	428,100 413,200	403,700 389,300
	セント	800,000 680,000	780,000 660,000	729,100 617,400	702,800 595,100	663,200 561,600	597,300 505,900	531,400 450,200	465,500 394,500	412,700 349,900	386,400 327,600	360,000 305,300	333,700 283,000

二 総領事館

注：上段は改正案
下段は現行

地域	所在地	号別									
		総領事 ^円	1号 ^円	2号 ^円	3号 ^円	4号 ^円	5号 ^円	6号 ^円	7号 ^円	8号 ^円	9号 ^円
アジア	コルカタ	800,000 690,000	776,800 669,100	735,700 634,100	667,300 575,900	598,900 517,700	530,500 459,400	475,700 412,800	448,400 389,500	421,000 366,200	393,700 343,000
	チェンナイ	830,000 720,000	805,000 697,000	762,200 660,400	690,800 599,200	619,500 538,100	548,100 476,900	491,000 428,000	462,500 403,500	433,900 379,100	405,400 354,600
	ベンガルール	820,000 700,000	793,400 681,800	751,400 646,100	681,200 586,500	611,100 526,900	540,900 467,400	484,800 419,700	456,700 395,900	428,700 372,100	400,600 348,300
	ムンバイ	860,000 740,000	812,300 700,500	769,000 663,600	696,900 602,100	624,800 540,600	552,700 479,100	495,000 429,900	466,100 405,300	437,300 380,700	408,500 356,100
	スラバヤ	690,000 600,000	643,600 558,800	607,100 527,000	546,300 474,000	485,500 421,000	424,700 368,000	376,100 325,600	351,800 304,400	327,500 283,200	303,200 262,000
	デノンパール	620,000 530,000	602,500 515,700	566,700 484,900	507,100 433,500	447,500 382,100	387,800 330,800	340,100 289,700	316,300 269,100	292,400 248,600	268,600 228,100
	メダニ	630,000 550,000	614,000 539,600	579,400 509,500	521,700 459,300	464,000 409,100	406,300 358,900	360,100 318,700	337,000 298,600	313,900 278,500	290,900 258,500
	チェンマイ	690,000 580,000	663,700 559,200	622,200 524,300	553,100 466,000	484,000 407,800	414,800 349,500	359,500 302,900	331,900 279,600	304,200 256,300	276,600 233,000
	済州	760,000 670,000	731,000 647,900	685,400 607,400	609,200 539,900	533,100 472,400	456,900 404,900	396,000 350,900	365,500 323,900	335,100 296,900	304,600 270,000
	釜山	750,000 660,000	696,600 610,900	653,100 572,700	580,500 509,100	507,900 445,500	435,400 381,800	377,300 330,900	348,300 305,500	319,300 280,000	290,300 254,600
広州	850,000 740,000	790,900 684,700	741,500 641,900	659,100 570,600	576,700 499,300	494,300 428,000	428,400 370,900	395,500 342,400	362,500 313,800	329,600 285,300	
上海	940,000 800,000	871,800 747,500	817,300 700,800	726,500 622,900	635,700 545,000	544,900 467,200	472,200 404,900	435,900 373,700	399,600 342,600	363,300 311,500	
重慶	790,000 680,000	737,500 629,800	693,300 591,700	619,600 528,200	545,900 464,700	472,200 401,200	413,200 350,300	383,800 324,900	354,300 299,500	324,800 274,100	
瀋陽	800,000 690,000	746,000 643,000	701,300 604,100	626,700 539,200	552,100 474,300	477,500 409,400	417,900 357,500	388,000 331,500	358,200 305,600	328,400 279,600	

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
	サンフランシスコ	1,050,000 880,000	970,600 819,800	909,900 768,600	808,800 683,200	707,700 597,800	606,600 512,400	525,700 444,100	485,300 409,900	444,800 375,800	404,400 341,600
	シアトル	990,000 830,000	917,000 773,400	859,700 725,100	764,200 644,500	668,700 563,900	573,200 483,400	496,700 418,900	458,500 386,700	420,300 354,500	382,100 322,300
	シカゴ	1,040,000 870,000	965,400 812,300	905,100 761,500	804,500 676,900	703,900 592,300	603,400 507,700	522,900 440,000	482,700 406,100	442,500 372,300	402,300 338,500
	デトロイト	930,000 790,000	860,600 730,800	806,900 685,100	717,200 609,000	627,600 532,900	537,900 456,800	466,200 395,900	430,300 365,400	394,500 335,000	358,600 304,500
	デンバー	910,000 780,000	882,100 749,600	827,000 702,800	735,100 624,700	643,200 546,600	551,300 468,500	477,800 406,100	441,100 374,800	404,300 343,600	367,600 312,400
	チャックビル	970,000 830,000	901,700 769,400	845,300 721,400	751,400 641,200	657,500 561,100	563,600 480,900	488,400 416,800	450,800 384,700	413,300 352,700	375,700 320,600
	ニューヨーク	1,200,000 1,010,000	1,030,200 872,300	965,800 817,800	858,500 726,900	751,200 636,000	643,900 545,200	558,000 472,500	515,100 436,100	472,200 399,800	429,300 363,500
	ハガツニヤ	840,000 720,000	815,400 694,200	764,400 650,800	679,500 578,500	594,600 506,200	509,600 433,900	441,700 376,000	407,700 347,100	373,700 318,200	339,800 289,300
	ヒューストン	960,000 810,000	886,800 752,300	831,400 705,300	739,000 626,900	646,600 548,500	554,300 470,200	480,400 407,500	443,400 376,100	406,500 344,800	369,500 313,500
	ボストン	1,050,000 880,000	971,900 819,100	911,100 767,900	809,900 682,600	708,700 597,300	607,400 512,000	526,400 443,700	485,900 409,600	445,400 375,400	405,000 341,300
	ホノルル	1,010,000 840,000	935,500 776,200	877,100 727,700	779,600 646,800	682,200 566,000	584,700 485,100	506,700 420,400	467,800 388,100	428,800 355,700	389,800 323,400
	マイアミ	930,000 800,000	867,100 742,400	812,900 696,000	722,600 618,700	632,300 541,400	542,000 464,000	469,700 402,200	433,600 371,200	397,400 340,300	361,300 309,400
	ロサンゼルス	1,050,000 900,000	970,200 833,600	909,600 781,500	808,500 694,700	707,400 607,900	606,400 521,000	525,500 451,600	485,100 416,800	444,700 382,100	404,300 347,400

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
北米	カルガリー	730,000 630,000	706,000 610,000	661,800 571,800	588,300 508,300	514,800 444,800	441,200 381,200	382,400 330,400	353,000 305,000	323,600 279,600	294,200 254,200
	トロント	800,000 690,000	746,000 643,700	699,400 603,500	621,700 536,400	544,000 469,400	466,300 402,300	404,100 348,700	373,000 321,800	341,900 295,000	310,900 268,200
	バンクーバー	820,000 710,000	760,000 656,000	712,500 615,000	633,300 546,700	554,100 478,400	475,000 410,000	411,600 355,400	380,000 328,000	348,300 300,700	316,700 273,400
	モントリオール	760,000 650,000	738,000 631,700	691,900 592,200	615,000 526,400	538,100 460,600	461,300 394,800	399,800 342,200	369,000 315,800	338,300 289,500	307,500 263,200
中南米	クリチバ	730,000 670,000	706,900 651,100	664,600 611,600	594,100 545,900	523,600 480,200	453,100 414,400	396,700 361,800	368,500 335,500	340,300 309,200	312,100 283,000
	サンパウロ	840,000 730,000	780,600 681,900	735,600 640,600	660,500 571,600	585,400 502,700	510,400 433,700	450,300 378,500	420,300 351,000	390,300 323,400	360,300 295,800
	ブナウス	790,000 730,000	770,900 712,700	729,000 673,800	659,100 608,900	589,200 544,000	519,300 479,200	463,400 427,300	435,500 401,300	407,500 375,400	379,600 349,500
	リオデジャネイロ	820,000 760,000	767,600 710,800	723,400 669,500	649,700 600,700	576,000 531,900	502,300 463,000	443,300 408,000	413,800 380,400	384,300 352,900	354,900 325,400
	レシフェ	730,000 680,000	710,200 655,200	669,500 617,300	601,800 554,300	534,100 491,300	466,400 428,200	412,200 377,800	385,100 352,600	358,000 327,400	330,900 302,200
	レオン	770,000 690,000	749,200 666,900	704,200 626,500	629,300 559,100	554,400 491,700	479,500 424,300	419,500 370,400	389,600 343,500	359,600 316,500	329,700 289,600
欧州	ミラノ	850,000 710,000	784,800 657,800	735,800 616,700	654,000 548,200	572,300 479,700	490,500 411,200	425,100 356,300	392,400 328,900	359,700 301,500	327,000 274,100
	エドインバラ	900,000 740,000	872,800 711,800	818,200 667,400	727,300 593,200	636,400 519,100	545,500 444,900	472,700 385,600	436,400 355,900	400,000 326,300	363,700 296,600
	バルセロナ	780,000 640,000	749,200 617,500	702,300 578,900	624,300 514,600	546,300 450,300	468,200 386,000	405,800 334,500	374,600 308,800	343,400 283,000	312,200 257,300

地域	所在地	号別									
		総領事	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
欧州	デュッセルドルフ	840,000 690,000	776,500 646,000	728,000 605,600	647,100 538,300	566,200 471,000	485,300 403,700	420,600 349,900	388,300 323,000	355,900 266,100	323,600 269,200
	ハンブルク	800,000 660,000	775,700 643,000	727,200 602,800	646,400 535,800	565,600 468,800	484,800 401,900	420,200 348,300	387,800 321,500	355,500 294,700	323,200 267,900
	フランクフルト	840,000 690,000	776,300 643,600	727,800 603,300	646,900 536,300	566,000 469,300	485,200 402,200	420,500 348,600	388,100 321,800	355,800 295,000	323,500 268,200
	ミュンヘン	810,000 670,000	780,100 649,100	731,400 608,500	650,100 540,900	568,800 473,300	487,600 405,700	422,600 351,600	390,100 324,500	357,600 297,500	325,100 270,500
	ストラスブール	830,000 690,000	773,900 643,700	725,500 603,500	644,900 536,400	564,300 469,400	483,700 402,300	419,200 348,700	386,900 321,800	354,700 295,000	322,500 268,200
	ワルセイエ	790,000 650,000	763,300 627,600	715,600 588,400	636,100 523,000	556,600 457,600	477,100 392,300	413,500 340,000	381,700 313,800	349,900 287,700	318,100 261,500
	ウラジオストク	770,000 650,000	719,400 613,800	678,900 579,200	611,200 521,500	543,600 463,800	475,900 406,100	421,800 360,000	394,700 336,900	367,700 313,800	340,600 290,800
	サンクトペテルズブルク	760,000 670,000	740,600 645,200	698,100 608,000	627,200 546,000	556,300 484,000	485,400 422,000	428,700 372,400	400,300 347,600	372,000 322,800	343,600 298,000
	ハバロフスク	770,000 650,000	719,400 613,800	678,900 579,200	611,200 521,500	543,600 463,800	475,900 406,100	421,800 360,000	394,700 336,900	367,700 313,800	340,600 290,800
	ユジノサハリンスク	770,000 690,000	719,400 643,300	678,900 606,900	611,200 546,100	543,600 485,300	475,900 424,600	421,800 376,000	394,700 351,700	367,700 327,400	340,600 303,100
中東	ドバイ	950,000 790,000	913,400 763,700	856,400 716,000	761,200 636,400	666,100 556,900	570,900 477,300	494,800 413,700	456,700 381,800	418,700 350,000	380,600 318,200
	ジッダ	890,000 790,000	860,100 770,400	810,700 727,900	728,400 657,000	646,100 586,100	563,800 515,300	498,000 458,600	465,000 430,200	432,100 401,900	399,200 373,500
	イスタンブール	890,000 680,000	831,700 635,100	781,600 596,700	698,100 532,600	614,600 468,500	531,100 404,500	464,300 353,200	430,900 327,600	397,500 301,900	364,100 276,300

三 政府代表部

注：上段は改正案
下段は現行

地域	所在地	号別											
		大使 円	公使 円	特号 円	1号 円	2号 円	3号 円	4号 円	5号 円	6号 円	7号 円	8号 円	9号 円
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	740,000	710,000	666,100	640,700	602,500	538,900	475,300	411,700	360,800	335,300	309,900	284,500
		640,000	620,000	577,600	555,300	521,900	466,100	410,300	354,600	310,000	287,700	265,400	243,100
北米	ニューヨーク (国際連合)	1,370,000	1,150,000	1,073,100	1,030,200	965,800	858,500	751,200	643,900	558,000	515,100	472,200	429,300
		1,160,000	980,000	908,600	872,300	817,800	726,900	636,000	545,200	472,500	436,100	399,800	363,500
	モントリオール (国際民間航空機関)	860,000	830,000	768,800	738,000	691,900	615,000	538,100	461,300	399,800	369,000	338,300	307,500
		730,000	710,000	658,000	631,700	592,200	526,400	460,600	394,800	342,200	315,800	289,500	263,200
欧州	ローマ (在ローマ国際機関)	870,000	840,000	784,900	753,500	706,400	627,900	549,400	470,900	408,100	376,700	345,300	314,000
		740,000	710,000	663,400	636,800	597,000	530,700	464,400	398,000	345,000	318,400	291,900	265,400
	ライオン (在ライオン国際機関)	980,000	940,000	879,300	844,100	791,300	703,400	615,500	527,600	457,200	422,000	386,900	351,700
		820,000	790,000	737,300	707,800	663,500	589,800	516,100	442,400	383,400	353,900	324,400	294,900
	ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関)	1,480,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
		1,210,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
	(重縮会議)	1,300,000	1,250,000	1,160,900	1,114,400	1,044,800	928,700	812,600	696,500	603,700	557,200	510,800	464,400
		1,050,000	1,020,000	946,100	908,300	851,500	756,900	662,300	567,700	492,000	454,100	416,300	378,500
パシ	(経済協力開発機構)	970,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
		800,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
	(国際連合教育科学文化機関)	910,000	870,000	812,900	780,400	731,600	650,300	569,000	487,700	422,700	390,200	357,700	325,200
		750,000	720,000	673,500	646,600	606,200	538,800	471,500	404,100	350,200	323,300	296,300	269,400
アフリ	ブリュッセル (欧州連合)	980,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
		800,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300
	(北大西洋条約機構)	910,000	880,000	819,300	786,500	737,300	655,400	573,500	491,600	426,000	393,200	360,500	327,700
		740,000	720,000	668,300	641,500	601,400	534,600	467,800	401,000	347,500	320,800	294,000	267,300

アフリカ	アフリカ開発会議 (アフリカ連合)	840,000 870,000	820,000 850,000	779,900 802,900	756,700 778,400	721,900 741,600	663,900 680,300	605,900 619,000	547,900 557,700	501,500 508,700	478,300 484,200	455,100 459,700	432,000 435,200
	ナイロビ (在ナイロビ国際機関)	970,000 790,000	940,000 770,000	880,800 722,000	850,300 697,500	804,700 660,800	728,600 599,600	652,500 538,400	576,500 477,200	515,600 428,200	485,200 403,800	454,700 379,300	424,300 354,800

改 正 案	現 行
別表第三 研修員手当 (第三十三條關係) (望)	別表第三 研修員手当 (第十九條關係) (望)